

南あわじ市配偶者等暴力（DV）対策基本計画

平成28年7月

南あわじ市

目次

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画策定の背景	1
《国の動き》	1
《県の動き》	2
《南あわじ市におけるDV相談について》	2
(1) 相談機関等	2
(2) 数値	3
(3) 現状から見えてくること	3
3. 計画の位置づけ	4
4. 計画期間	4
5. 計画の内容	4
《南あわじ市配偶者等暴力（DV）対策基本計画施策体系》	6
基本課題1 ～DV防止に向けた教育・啓発の推進～	7
基本課題2 ～相談機能の充実～	9
基本課題3 ～緊急時の安全確保～	10
基本課題4 ～被害者の自立支援と生活再建支援～	11
基本課題5 ～推進体制の充実～	14

1. 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力（身体に対する暴力、またはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動）＝ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）は、犯罪であり、重大な人権侵害です。

同時に、DVは被害者の心身のみでなく、その家庭で育つ子どもの心身の成長と人格形成にも深刻な影響を与えます。

DVは、そのほとんどが家庭内で行われるため、潜在化しやすく、周囲が気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

被害者の多くは女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女共同参画社会基本法が目指す、「男女が社会の対等な構成員とし、自らの意思で社会活動に参加する機会が確保され、均等に利益を享受し、共に責任を担うべきである」という男女共同参画社会実現の妨げとなっています。

こうしたDV被害をなくし、人権の擁護と男女共同参画社会の実現を図るためには、DVを防止し、被害者を保護するための不断の取組が必要です。

平成20年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、配偶者等暴力（DV）対策基本計画の策定において、県は義務、市町は努力義務となりました。

これをうけて、南あわじ市では、潜在化するDV被害者支援のため、既存体制のさらなる充実を図り、DV防止に向けた教育・啓発に重点をおいて、配偶者等暴力（DV）対策基本計画を策定しました。

2. 計画策定の背景

《国の動き》

平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が成立し、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護することが、国や地方公共団体の責務として位置付けられました。

平成16年12月の改正では、国による基本方針の策定及び都道府県による基本計画の策定が義務付けられ、さらに、平成19年7月の改正では、市町村も国の方針に即し、都道府県の基本計画を勘案した市町村基本計画の策定が努力義務に位置付けられました。

国は、県に対して、被害者支援の中核としての役割を果たすことを期待する一方、市町に対しては、被害者にもっとも身近な行政主体として、相談窓口の設置、支援に対する情報提供、自立に向けた継続的な支援の実施などの基本的な役割について、積極的に取り組むことを期待しています。

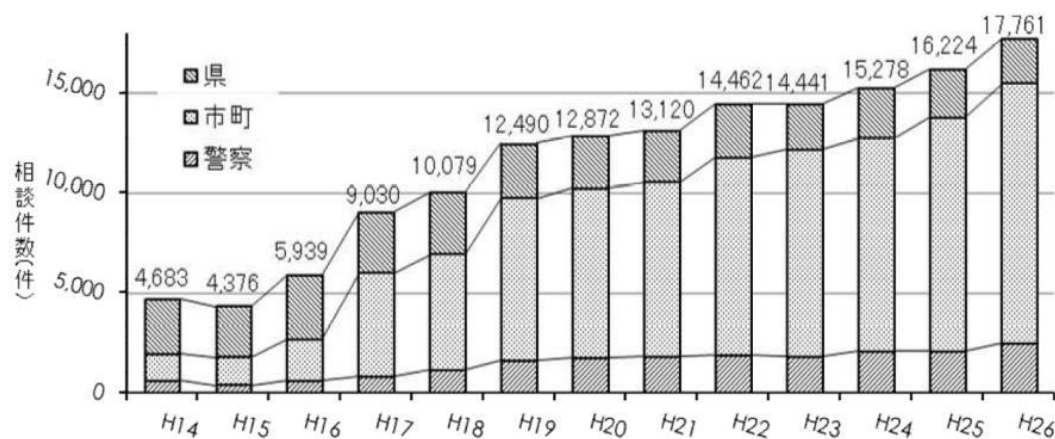
《県の動き》

平成18年4月に、被害者の安全を確保するとともに被害者が自らの意思で生活基盤を回復するよう支援することを基本とした「兵庫県配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画」(以下「兵庫県DV計画」)を策定し、平成20年1月のDV防止法改正と国の基本方針の改定を踏まえ、平成21年4月に兵庫県DV計画を改定しました。

県と市町の役割を明確化するため、「被害者の支援における中核としての役割」、「一時保護の適切な実施」、「市町への支援」、「広域的な施策の実施」を主な改定点としています。

図1から、兵庫県においてもDV相談件数は年々増えています。

図1 兵庫県におけるDV相談件数



《南あわじ市におけるDV相談について》

(1) 相談窓口

部局	課室名	電話番号	相談日時
福祉部	子育て支援課	0799-43-5219	月～金
	家庭児童相談室	0799-43-5239	8:30～17:15
市民部	市民課	0799-43-5212	月～金 8:30～17:15

※ 窓口は、子育て支援課、家庭児童相談室及び市民課となっておりますが、相談内容や状況に応じて、関係課と連携を図り対応します。

(2) 数値

①DV相談件数の経年的推移

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
兵庫県	8,714	9,914	10,352	10,669	11,687	12,995
淡路島内	84	87	114	57	28	62
南あわじ	16	16	7	6	7	28

②相談延べ回数（26年度）

電話	来庁	訪問	その他	計
13	14	17	27	71

③一時保護施設への入所状況（26年度）

一時保護人数	同伴児童数			
	乳児	幼児	学齢児	計
12	0	3	6	9

※ 3ケースは、一時保護施設退所後に、引き続き母子自立支援施設へ入所

(3) 現状から見えてくること

①相談体制の充実

平成25年から比べると、DV相談は増加しています。
相談体制の充実が今後ますます重要となります。

②DV相談機関の周知

緊急保護ケースでは、避難への覚悟や自己決定がなされないまま、警察からの勧めにより一時保護施設へ避難したが、「もう一度、夫とやり直したい」等の理由により、自立支援施設を自己退所したケースがあります。

また、警察や一時保護施設からの連絡による緊急保護対象ケースの把握が増加傾向にあり、早期把握・早期介入が出来ていれば、緊急保護に至らなかったと予測されるケースも存在します。

従って、身近な相談機関を周知することが重要です。

③児童への支援

一時保護施設の入所において、平成26年度は、同伴児童が9名となり、児童への心理的虐待支援が重要であるため、当課では、家庭児童相談員と連携し、支援していますが、児童の将来を考慮し、より一層の支援が必要です。

④関係機関の連携

DV相談ケースにおいて、アルコール依存症などにより、DVへ発展するケースが見受けられます。

問題の整理、支援を行う上で、医療機関等関係機関との連携が重要です。

⑤安全を守る体制

DVケースでは、「子どものため」「家のため」と、我慢を重ねていたケースが多く存在します。

また、常時DVを受けていたため、生命の危機意識が低く、逃げるという行動に至りにくいのも事実です。

従って、DV発見者や情報を得た人が、相談機関へつなぐ体制の充実・強化が重要です。

3. 計画の位置づけ

この計画を「配偶者からの暴力の防止及び配偶者の保護に関する法律」（以下「DV法」という。）第2条の3第3項に基づく南あわじ市配偶者暴力対策基本計画として策定し、南あわじ市男女共同参画計画「第4章 プランの基本理念と基本目標」のうち、「基本目標4 安心して暮らせる福祉の充実と健康の保持増進（3）男女がともに健やかにすごせる社会」に位置づけます。

4. 計画期間

この計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。ただし、計画の期間中に法律及び国の基本方針並びに「南あわじ市男女共同参画計画」が見直された場合、または新たに盛り込むべき事項等が生じた場合は必要に応じて見直しを行います。

5. 計画の内容

DVが基本的人権を侵害する重大な問題であることの認識を深め、男女が人権感覚を高めることでどのような暴力も許さない社会となるよう、5つの基本課題を置いて暴力を許さない環境づくりをすすめます。

1) DV防止に向けた教育・啓発の推進（基本課題1）

市民・企業に対しては、暴力を許さない社会の実現のために、DVに関する意識を深め、通報等についても協力が得られるよう、学習や啓発の取組を進めていきます。

子どものころからの非暴力の学習が重要であることから、デートDV等の学習の機会を設けるとともに、啓発パンフレット等を作成し、学校・幼稚園・保育所(園)等へ配布し、防止啓発を推進します。また、保護者、教育関係者、医療・福祉関係者への情報提供や学習の機会を提供し、DV防止に向けた教育・啓発の推進に取り組みます。

2) 相談機能の充実(基本課題2)

だれもが相談しやすい窓口にするため、既存の相談窓口の充実を図り、相談窓口の周知を行います。また、関係機関との連携強化にも取り組み、切れ目のない相談体制をつくっていきます。

3) 緊急時の安全確保(基本課題3)

緊急時の一時保護などの場合には、警察、県立女性家庭センターと連携を図りながら、迅速な対応を行っていきます。また、緊急性がないと考えられる場合も、関係機関に情報提供を行い、被害者の安全確保に努めていきます。

被害者の個人情報保護を念頭に、被害者の同意を得て情報の適切な共有に努め、関係機関との連携を図っていきます。

4) 被害者の自立支援と生活再建支援(基本課題4)

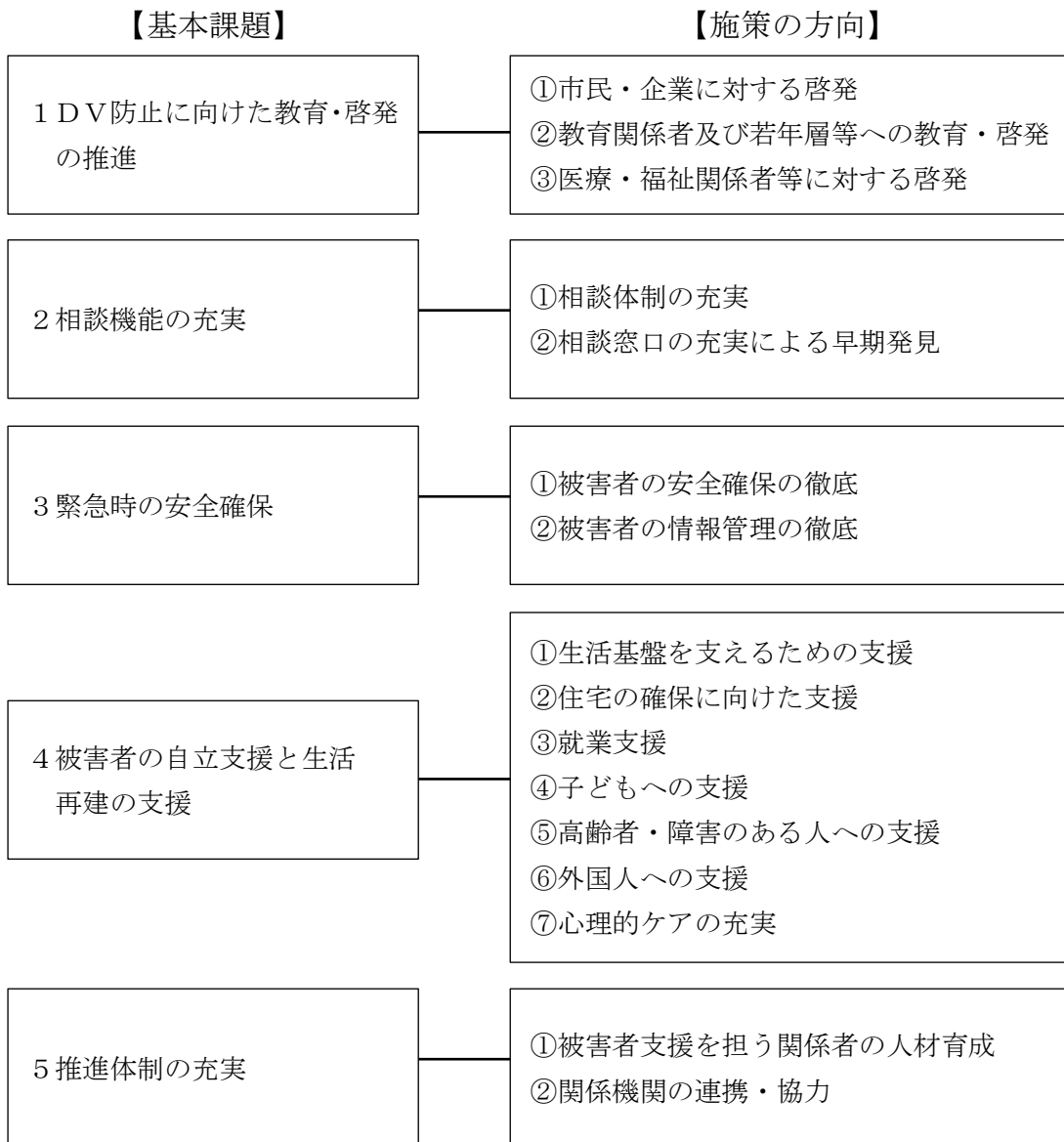
国民健康保険や国民年金など、制度の内容や手続きの方法をわかりやすく伝え、経済的支援を行います。また、住宅の確保や就労支援等についても、関係機関と連携して情報提供を行います。子どもや高齢者、障害のある人、外国人等に対して、相談窓口の周知、相談しやすい窓口、傷ついた心のケア、被害者の立場に立ったきめ細やかな情報提供やわかりやすい説明など、被害者の自立支援等に取り組んでいきます。

5) 推進体制の充実(基本課題5)

被害者の発見の促進、被害者の二次的被害防止のため、被害者支援を行う関係者の資質向上を図ります。また、被害者支援関係者の安全確保にも努めます。

要保護児童対策地域協議会(児童虐待防止ネットワーク)等の既存体制とDVネットワーク会議を連携させるなど、推進体制の充実を図ります。

《南あわじ市配偶者等暴力（DV）対策基本計画施策体系》



基本課題1 ～ DV防止に向けた教育・啓発の推進 ～

【施策の方向】

- ①市民・企業に対する啓発
- ②教育関係者及び若年層等への教育・啓発
- ③医療・福祉関係者等に対する啓発

【施策の内容】

①市民・企業に対する啓発

具体的施策	内 容	担当課
○啓発・情報提供の充実	ホームページや広報誌への掲載、イベント、講演会等の機会を活用して、DVの認識を深め、暴力が人権侵害であることの啓発を行います。	市民課 社会教育課 秘書課
○研修の開催	地域における非暴力の教育や啓発、DV研修等を行い、意識改革を図ります。	学校教育課 市民課 社会教育課
○企業への啓発	従業員への啓発パンフレット等を配布し、DV研修に取り組んでもらうよう、DVDやビデオ学習など学習方法についても情報を提供し、企業への啓発に取り組みます。	商工観光課
○「DV防止法」に基づく通報についての周知	地域住民、民生委員・児童委員や関係機関に対し、通報についての周知・定着に取り組みます。	子育て支援課 市民課 福祉課

②教育関係者及び若年層等への教育・啓発

具体的施策	内 容	担当課
○デートDVの防止啓発	高校生、中学生、小学校高学年生徒に対し、デートDV等について学習の機会を設けます。また、啓発パンフレット等を配布します。	学校教育課 社会教育課
○保育所・学校関係者等の研修	保育所・学校等関係者に対して、DV・デートDVについての正しい知識や対応についての研修等を実施し、防止啓発を推進します。	学校教育課 子育て支援課 社会教育課
○保護者等への情報提供	高、中、小、特別支援、幼稚園、保育所等の保護者等に対し、DV・デートDVについて学ぶ機会を設け、家庭内でも話しあうための情報提供を行います。	学校教育課 子育て支援課 社会教育課

○秘密保持の研修	被害者の子どもの急な転出・転校に対する対応、秘密の保持等、DV被害者を守るため、教師等の研修を行います。	学校教育課 子育て支援課
----------	--	-----------------

③医療・福祉関係者等に対する啓発

具体的施策	内 容	担当課
○医療・福祉関係者等の研修	医療関係者や民生委員・児童委員を含む福祉関係者等に対して、DVについての正しい知識や対応についての研修等を実施します。 また、被害者への二次的被害防止、被害者の安全やプライバシーへの配慮のための研修会を実施します。	子育て支援課 福祉課
○DV発見マニュアル等の作成	医療関係者が専門的な視点から“DV発見マニュアル”等を作成します。 さらに、支援関係者にも周知し、DV被害者の発見につなげます。	各課 ※必要に応じて作成

基本課題2 ～ 相談機能の充実 ～

【施策の方向】

- ①相談体制の充実
- ②相談窓口の充実による早期発見

【施策の内容】

①相談体制の充実

具体的施策	内 容	担当課
○相談体制の充実	<p>被害者からの相談のネットワーク化など既存体制の連携をさらに強化し、切れ目のない支援体制をつくるため、庁内と外部関係機関（警察、県立女性家庭センター、中央こども家庭センター等）との連携を強化します。</p> <p>また、必要な場合には、法テラス等関係機関に引き継ぎます。</p>	各課
○相談員の資質向上	<p>相談員を対象とした県等の研修会に参加し、相談員のスキルアップを図ります。</p>	子育て支援課

②相談窓口の充実による早期発見

具体的施策	内 容	担当課
○相談窓口の周知	<p>広報誌、各種情報誌、ホームページ等への掲載により、相談窓口の周知を行います。</p>	子育て支援課
○相談窓口の拡大・早期発見への取組	<p>既存の相談窓口だけでなく、乳幼児健康診査や幼稚園等への“お出かけ相談”など、適宜相談窓口を拡大します。</p> <p>さらに、乳児全戸訪問や乳幼児健康診査等、既存の施策の中で、DV被害者の早期発見に努めます。</p> <p>また、託児支援、同行支援等に取り組みます。</p>	学校教育課 健康課 子育て支援課
○外国人への周知	<p>相談窓口案内の多言語版リーフレット作成を支援し、外国人への周知を図ります。</p> <p>外国人相談者の通訳支援等に取り組みます。</p>	子育て支援課 市民課 秘書課

基本課題3 ～ 緊急時の安全確保 ～

【施策の方向】

- ①被害者の安全確保の徹底
- ②被害者の情報管理の徹底

【施策の内容】

①被害者の安全確保の徹底

具体的施策	内 容	担当課
○一時保護施設等の入所支援	関係機関と迅速に連携、協力して被害者の安全確保を図ります。また、被害者の居住場所の秘匿に十分配慮し、個人情報の保護に努めます。	子育て支援課 長寿福祉課 福祉課
○児童虐待がある場合の対応	児童虐待がある場合は、中央こども家庭センターと連携を図り、迅速な対応を行います。	学校教育課 子育て支援課
○加害者対応マニュアルの作成	被害者の安全確保のために加害者対応マニュアルを作成し、加えて相談員等の安全を徹底します。	各課 ※必要に応じて作成

②被害者の情報管理の徹底

具体的施策	内 容	担当課
○住民基本台帳等手続き上の個人情報管理の徹底	申し出による、住民基本台帳閲覧等に対する制限を徹底する等、被害者の情報が流出しないよう対応します。	市民課
○関係機関との迅速な連携	被害者の個人情報の保護を念頭に、関係機関への迅速な情報提供を行います。また、他市町との連絡においても、個人情報の管理を徹底します。	各課
○加害者からの追及に対する守秘の徹底	加害者からの追求に対し、被害者保護の観点から、加害者側の問合せに答えないなど、関係機関が連携して対応します。	各課
○学校関係者等の守秘の徹底	住民票を異動せずに転校した場合には、被害者の子どもの転出先や居住地の情報管理を徹底し、見守っていきます。	学校教育課 子育て支援課 市民課

基本課題4 ～ 被害者の自立支援と生活再建の支援 ～

【施策の方向】

- ①生活基盤を支えるための支援
- ②住宅の確保に向けた支援
- ③就業支援
- ④子どもへの支援
- ⑤高齢者・障害のある人への支援
- ⑥被害者ケアの充実

【施策の内容】

①生活基盤を支えるための支援

具体的施策	内 容	担当課
○制度を利用した支援	制度の内容や手続きの方法をわかりやすく支援者に説明し、被害者の個々の状況に応じた経済的支援を行います。	子育て支援課 長寿福祉課 福祉課
○切れ目のない支援への取組	一時保護のあとも切れ目なく生活の安定を支援するために、必要に応じ生活保護等の支援を行います。	子育て支援課 長寿福祉課 福祉課
○被害者等が相談しやすい窓口	国民健康保険や国民年金の手続き、住所異動等について、プライバシーに配慮して被害者が相談しやすい窓口にします。	市民課
○同行支援への取組	自力で行動できない被害者支援として、同行支援の体制づくりに取り組みます。	子育て支援課 長寿福祉課 福祉課

②住宅の確保に向けた支援

具体的施策	内 容	担当課
○住宅の確保の支援	被害者からの相談内容に応じて、市営住宅の募集や入居について情報提供を行い、被害者が必要な要件について十分理解できるよう説明を行います。また、住宅を借りる際には、DV被害者のプライバシーに配慮した支援を行います。	子育て支援課 都市計画課

○経済的支援への取組	DV被害者の住居の確保、住宅を借りるための敷金補助や、家賃の一部補助等の検討課題について、被害者の立場に立って取り組んでいきます。	子育て支援課 福祉課
------------	---	---------------

③就業支援

具体的施策	内 容	担当課
○男女共同参画センターとの連携による支援	就労支援相談等を実施し、就業についての助言や連絡調整などの支援の充実を図ります。また、ハローワーク（マザーズハローワーク）と連携して情報提供等を行います。	子育て支援課 市民課 福祉課
○支援給付金制度の周知	ハローワークの「訓練・生活支援給付金」等制度の利用について、被害者へのわかりやすい周知を行います。	子育て支援課 福祉課
○保育施設の受け入れ支援	DV被害者の就業活動を支援するため、保育施設での受け入れをします。	子育て支援課

④子どもへの支援

具体的施策	内 容	担当課
○傷ついた子どもの心のケア	学校、幼稚園、保育所(園)等は、DV被害者の子どもに対し、子どもの気持ちをケアしながら、専門の機関につなぐ等の支援を行います。	学校教育課 子育て支援課
○スクールソーシャルワーカーの配置	学校にスクールソーシャルワーカーを配置し、子どもが相談しやすい校内の相談窓口の周知と充実を図り、DVの発見につなげます。	学校教育課
○既存ネットワークの活用	要保護児童対策地域協議会（児童虐待防止ネットワーク）等、既存のネットワークを活用して、必要な情報交換等を行い支援につなげます。	子育て支援課
○子どもに対する相談窓口等の周知	いじめ等相談を子どもに周知し、子どもが相談しやすいように充実させます。	学校教育課 健康課 子育て支援課 体育青少年課
○子どもの就学や保育に関する支援	子どもの就学や保育についての情報など、被害者の立場に立った情報の提供を行います。	学校教育課 子育て支援課

⑤高齢者・障害のある人への支援

具体的施策	内 容	担当課
○高齢者が理解しやすい制度等の周知	介護支援サービスの利用などの助言や情報提供を丁寧にわかりやすく行います。また、高齢者虐待の実態の把握に努め、関係機関との連携を強化します。	長寿福祉課
○障害のある人への相談窓口の周知	障害のある人に対して、必要な情報をきめ細やかに提供し、支援を行います。また、障害者地域生活相談支援センター等の相談窓口の周知も行います。	福祉課
○高齢者の緊急時支援と心理的ケア	DVがある場合には、緊急的分離や生活(生活費)の確保、被害者の心理的ケア等の支援を行います。	長寿福祉課

⑥被害者ケアの充実

具体的施策	内 容	担当課
○被害者のケアの充実	保健師、家庭児童相談員、母子自立支援員によるケアの充実を行います。	健康課 子育て支援課

基本課題5 ～ 推進体制の充実 ～

【施策の方向】

- ①被害者支援を担う関係者の人材育成
- ②関係機関の連携・協力

【施策の内容】

①被害者支援を担う関係者の人材育成

具体的施策	内 容	担当課
○支援者等関係者の資質向上と安全確保	相談員等が安心して援助に取り組めるよう、定期的に研修等を実施し、技能向上やセルフケアのための研修会への参加を充実します。相談員等の安全確保に努めます。	学校教育課 子育て支援課

②関係機関の連携・協力

具体的施策	内 容	担当課
○関係機関とのネットワーク強化	庁内関係各課や警察、県立女性家庭センター、中央こども家庭センター、民間支援団体等関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援体制をつくります。	各課
○DV連絡会議の開催	庁内関係各課と外部関係機関とのDV防止連絡会議を開催し、情報の共有を図り被害者支援に努めます。	各課
○広域的連携	淡路島地域の連携を強め、市町の枠を超えた関係機関の広域的な連携に取り組みます。	各課
○苦情処理対応	加害者からの苦情や被害者の情報の漏洩等に対し、適切に対応するためのフローチャートを作成し、苦情に対する迅速な対応を行うとともに、関係機関へフィードバックし、必要な情報の共有を図ります。	各課